

## 令和3年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和3年9月6日（第1日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	千布一夫
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	久原浩文	住民課長	江島利高
保健福祉課長	矢川靖章	長寿社会課長	武富健
生活環境課長	土井一	農業振興課長	木須英喜
商工観光課長	吉村大樹	農村整備課長	中村政文
建設課長	笠原政浩	会計管理者	溝口真由美
学校教育課長	出雲誠	生涯学習課長	谷崎孝則
代表監査委員	稲富健朗		

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 久原雅紀



また、監査委員から例月出納検査の報告書も配付していますので、御確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

また、町長から佐賀西部広域水道企業団議会の報告があつています。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員は、お手元の名簿のとおりです。

#### 日程第1

##### ○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、溝口誠議員、大串武次議員の両名を指名します。

#### 日程第2

##### ○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る8月25日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等について審査の結果、9月6日から15日までの10日間にしたいと存じます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本日から9月15日までの10日間とすることに決定しました。

#### 日程第3

##### ○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは、皆様に配付しています一覧表のとおりです。決算の認定4件、専決処分の承認3件、条例、契約の変更2件、補正予算3件、以上12件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

##### ○田島健一町長

皆さんおはようございます。

本日、令和3年第4回白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案理由の説明を申し上げます前に、先月11日からの大雨による被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

本町におきます大雨被害の状況でございますが、住家被害として、白石地域を中心に床上浸水54件、床下浸水471件、店舗や倉庫等非住家を含めると、床上131件、床下1,005件、また土砂災害につきましては2件発生をいたしました。さらに、農業被害につきましては、水稻105ヘクタール、大豆992ヘクタール、アスパラ、小ネギ等施

設園芸約20ヘクタールが冠水、浸水被害を受けるなど、近年にない大きな災害でございました。

避難所の状況でございますが、8月11日17時15分に町内山間部地区に発令した高齢者等避難に始まり、最大で町内5箇所に避難所を設置したところですが、19日5時8分の解除に至るまで、延べ112世帯、211人が避難をされました。

町といたしましては、災害復旧についてはもちろんのこと、今後の災害対策に対しましても全力で取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、本県におきましては感染者が急増し、先月27日から県内一部地域にまん延防止等重点措置が適用されているところでございます。本町におきましても、特に8月に入ってから感染者が多く発生している状況が続いておりますが、対策としましては、現在、町内公共施設等については一般の利用を停止している状況でございます。

また、本町におけるワクチン接種の状況でございますが、昨日現在、1回目の接種完了者は1万4,980人、12歳以上の接種対象者に対する接種率は72.38%、2回目の接種完了者は1万2,428人、同接種率60.05%となっており、いずれも国や県の接種率を上回っているところでございます。

今後につきましても、ワクチン接種をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策について、全力で取り組んでまいります。

では、本日提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第28号から議案第31号までの4件は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業会計の令和2年度決算の認定に関する議案でございます。

この内容は、後もって会計管理者と担当課長が御説明いたします。

次に、専決処分案件が3件ございます。

議案第32号「専決処分の承認について（白石町個人情報保護条例の一部を改正する条例について）」、議案第33号「専決処分の承認について（白石町手数料徴収条例の一部を改正する条例について）」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、それぞれ本年8月31日付で条例改正の専決処分を行ったものでございます。

議案第34号「専決処分の承認について（令和3年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行による保険資格重複者の判明に伴う保険税還付によるもので、本年7月15日付で予算の補正の専決処分を行ったものでございます。

以上3件について報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、条例案件でございます。

議案第35号「白石町税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、本町条例の一部改正を行うものでございます。

次に、契約案件でございます。

議案第36号「住ノ江漁港水産生産基盤整備事業棧橋施設第2期工事請負契約の変更

について」は、同工事の契約金額に関する契約の変更をするため、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、予算案件が3件ございます。

議案第37号「令和3年度白石町一般会計補正予算（第2号）」、議案第38号「令和3年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第39号「令和3年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、以上につきましては、各会計予算の所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては、以上のとおりでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明させます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

### ○片渕栄二郎議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

#### （担当課長の議案説明）

### ○溝口真由美会計管理者

令和2年度白石町各会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第5項の規定により概要を説明いたします。

なお、決算書は地方自治法第233条第1項及び地方自治法施行令第166条の規定により歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書といたします。

まず、白石町一般会計歳入歳出決算であります。決算書1ページをお願いします。歳入のうち主な項目について説明いたします。

1款町税の収入済額21億9,910万5,293円、町税全体で前年度より1,849万4,194円の増額となっております。なお、年度中の不納欠損額は449万8,809円で、収入未済額は5,721万6,069円となっております。

6款法人事業税交付金は令和2年度から交付されたもので、収入済額427万4,000円となっております。2ページをお願いします。

11款地方交付税は、収入済額48億1,377万5,000円で、前年度より1億1,070万2,000円の減額となっております。また、歳入全体の27%を占めております。

14款使用料及び手数料でございますが、収入済額1億2,891万3,317円であります。収入未済は、保育料となっております。

15款国庫支出金でございますが、収入済額42億4,904万695円で新型コロナウイルス感染症対応事業の補助金等で昨年度より32億662万3,931円の大幅な増額となっております。

続きまして、3ページをお願いします。

16款県支出金では、収入済額18億6,944万3,099円で、住ノ江漁港整備事業補助金などで、昨年度より2億6,977万1,150円の増額となっております。

21款諸収入では、収入済額3億4,271万1,177円となっております。なお、収入未済

額は425万4,495円、学校給食費滞納繰越分であります。年々減少しております。

22款町債では、収入済額14億4,025万円で、過疎対策事業債などの減収で前年度より4億1,595万円の減額となっております。

4ページをお願いします。

歳入合計で、収入済額178億3,118万713円の決算となっております。

次に、5ページをお願いします。

歳出の主な項目について説明をいたします。

2款総務費では、支出済額49億5,031万1,382円で、主に特別定額給付金など新型コロナウイルス感染症対応事業で前年度より19億9,290万8,039円の大幅な増額となっております。

3款民生費では、支出済額40億4,341万9,479円で、主に保育所等施設整備費補助により前年度より3億2,901万360円の増額となっております。また地域子育て支援事業や介護保険事業などに取り組んでおります。

4款衛生費では、支出済額19億2,500万9,769円で、主に杵東衛生処理場組合負担金により5億2,593万1,716円の増額となっております。

6款農林水産業費では、支出済額19億4,402万6,668円で、前年度より9億9,526万5,866円の減額となっております。主に国営筑後川下流土地改良事業の繰上げ償還払いの負担金支払いが終了し減額となっております。なお、産地パワーアップ事業、漁港整備事業などに取り組んでおります。

続きまして、6ページをお願いします。

7款商工費では、支出済額2億9,370万8,978円となっており、白石町事業継続応援金やふるさと飲食店応援交付金などで、前年度より1億6,288万5,268円の増額となっております。

8款土木費では、支出済額6億6,161万1,284円となっております。通学路整備事業、河川・橋梁等の維持管理などに取り組んでおります。

10款教育費では、支出済額12億527万1,077円となっております。学校ICT環境整備事業などに取り組んでおります。

7ページをお願いします。

12款公債費では、支出済額16億6,600万8,274円で、前年度より1億299万1,537円の増額となっております。

歳出合計は、支出済額173億7,128万2,087円となっております。歳入歳出差し引き額は4億5,989万8,626円で、同額を翌年度に繰り越しをいたしております。

次に、158ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が4億5,989万8,626円となり、翌年度に繰り越すべき財源として、継続費繰越額219万8,120円、繰越明許費繰越額が2,127万9,000円となり、これを差し引いた実質収支額は、4億3,642万1,506円の決算額となっております。

次に、令和2年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

まず、歳入につきまして、1ページ、1款国民健康保険税では、収入済額7億

6,687万4,741円で、歳入全体の22%となっております。前年度より1,553万5,977円の増額となっており、不納欠損額が70万5,700円、収入未済額が8,216万711円の決算となっております。

7 款県支出金では、収入済額24億3,563万3,000円で、歳入全体の69.9%を占めております。

2 ページをお願いします。

歳入合計として、収入済額34億8,644万7,101円となっており、前年度より6,125万5,424円の減額となっております。

次に、3 ページの歳出でございますが、2 款保険給付費では、支出済額22億8,394万7,593円で、歳出全体の68.4%を占めておりまして、昨年度より1億2,899万7,353円の減額となっております。

3 款国民健康保険事業費納付金は、支出済額9億9,710万1,623円で歳出全体の29.9%を占めております。

4 ページをお願いします。

国保会計歳出合計は、支出済額33億3,767万3,071円となっております。

歳入歳出差し引き額は、1億4,877万4,030円となりまして、同額を翌年度へ繰り越しております。

次に、21ページをお願いします。

実質収支に関する調書では、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が1億4,877万4,030円で、実質収支額も同額となっております。

次に、令和2年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

1 ページ、歳入の1 款後期高齢者医療保険料は、収入済額2億2,343万7,300円で、歳入全体の65.4%を占めております。また、収入未済額は、26万900円となっております。

4 款繰入金は、収入済額1億1,593万5,265円で、前年度より331万8,735円の減額となっております。

歳入合計として、収入済額3億4,139万8,270円の決算額となります。

次に、2 ページをお願いします。

歳出でございますが、2 款後期高齢者医療広域連合納付金では、支出済額3億3,875万7,965円で歳出全体の99.5%を占めております。

歳出合計が、支出済額3億4,051万5,359円で、歳入歳出差し引き額は88万2,911円の決算となり、同額を翌年度に繰越をいたしております。

次に、10ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が88万2,911円で、実質収支額も同額となっております。

なお、詳細につきましては、添付をいたしております各会計の決算事項別明細書、決算説明報告書等のお目通しをお願いいたします。

次に、財産に関する調書ですが、2 ページまでは令和3年3月31日現在で計上いたしております。

3 ページ以降につきましては、各種基金、出資金等を掲載いたしておりますので、後もってお目通しをお願いします。

以上をもちまして、各会計の決算概要説明を終了致します。

御審議の程、宜しくお願いいたします。

## ○土井 一生活環境課長

令和2年度白石町下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により概要を説明いたします。

決算書の1、2ページをお願いします。

令和2年度白石町下水道事業決算報告書は、予算額に対して執行状況を明らかにするための実績計算書にあたり、消費税込みの金額で表示しております。

(1)収益的収入及び支出は、下水道事業経営に伴って発生する収益とそれに対応するための費用を明らかにし、現金の収入及び支出を伴わない長期前受金戻入や減価償却費などを含めたものです。

上段の収入の第1項営業収益は、下水道使用料や手数料などの収益1億303万9,171円となっております。

第2項営業外収益は、他会計負担金や長期前受金戻入などの収益で5億5,896万1,470円となり、下水道事業収益の総額は、6億6,200万641円となっております。

下段の支出の第1項営業費用は、管渠費、処理場費、人件費、減価償却費などの費用で5億6,667万9,491円となっております。

第2項営業外費用は、支払利息で7,200万7,930円となっております。また、第3項の特別損失は、過年度損益修正損で2万4,407円となり、下水道事業費用総額では、6億3,871万1,828円となっております。

次に3、4ページをお願いします。

(1)資本的収入及び支出は、下水道の整備に伴って支出する建設改良費とそれを賄う財源を明らかにし、他会計からの出資金や現有施設の取得に要した企業債の元金償還金を含みます。

上段の収入は、企業債、国庫補助金、他会計負担金などの収入で、令和元年度繰越額を含み、総額6億5,321万3,095円となっております。

下段の支出は、建設改良費と企業債償還金で、令和元年度繰越額を含み、8億6,684万9,769円を執行しております。なお、資本的支出に対し資本的収入が不足する額は、2億1,363万6,674円となり、この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,246万428円及び引継金1億9,117万6,246円で補填いたしております。

続きまして5ページをお願いします。

下水道事業決算損益計算書は、1年間の下水道事業の経営成績を表すもので、消費税抜きの金額で表示しております。

I営業収益は、9,389万3,204円、II営業費用は、5億5,656万9,554円となり、営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は4億6,267万6,350円となっております。

III営業外収益は、5億5,904万653円で、IV営業外費用は、7,305万2,890円となって



おります。営業外収益から営業外費用を差し引き 4 億8,598万7,763円となり、営業損失 4 億6,267万6,350円を差し引いた経常利益は、2,331万1,413円となっております。また、経常利益2,331万1,413円から特別損失 2 万2,600円を差し引いた当年度純利益は、2,328万8,813円となりました。

6、7 ページをお願いします。

下水道事業剰余金計算書で、資本金の前年度末残高 4 億2,212万212円に、一般会計からの出資金 1 億826万8,000円を受け入れ、当年度末残高は、5 億3,038万212円となりました。資本剰余金については、前年度末残高から、当年度末残高は変わらず、903万625円となり、利益剰余金については、前年度末残高1,901万2,849円に当年度純利益2,328万8,813円を加え利益剰余金当年度末残高が4,230万1,662円となりまして、資本合計当年度末残高は、5 億8,172万499円となりました。

続きまして、6 ページ中段には、下水道事業剰余金処分計算書を記載しており、当年度利益処分は行っておりません。

8 ページから10ページは、下水道事業決算貸借対照表であり、令和 2 年度末の令和 3 年 3 月31日における下水道事業会計の財政状況を明らかにするものです。

8 ページの資産の部としまして、固定資産と流動資産を合わせた資産合計は、122億2,391万6,011円です。また、9 ページの負債の部としまして、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、116億4,219万5,512円です。10ページ資本の部としまして、資本金、剰余金を合わせた、資本合計が、5 億8,172万499円となりまして、負債資本合計が、122億2,391万6,011円であり、資産合計と同額となります。

11ページは、会計方針等の注記を記載しております。

また、12ページからは、下水道事業報告書となっております。

12ページは、下水道事業の概況、13ページは、議会議決事項、行政官庁許認可等事項、職員に関する事項を記載しております。

14、15ページは、令和 2 年度中に施工しました建設改良工事の概要を記載しております。

16ページは、令和元年度と令和 2 年度を比較した業務量を記載しております。主な事項としまして、令和 2 年度末の処理区域内人口は、9,183人、水洗化人口は6,511人、年間汚水処理水量52万348 $\text{m}^3$ に対し、年間有収水量は、48万566 $\text{m}^3$ となり、有収率は 92.4%となっております。

17ページは、事業収入に関する事項と事業費用に関する事項を記載しております。

18ページは、重要契約の要旨について記載しております。

19ページは、企業債、長期借入金及び一時借入金の概況を記載しております。令和 2 年度中に償還いたしました元金は、3 億2,190万4,674円で、これにより令和 2 年度末企業債残高は、61億2,478万5,796円となっております。なお、一時借入金はございません。

20ページは、他会計負担金等の用途特定について記載しています。

21、22ページには、資金の流れを見るための下水道事業キャッシュフロー計算書を記載しております。

23ページから26ページには、下水道事業収益費用明細書を記載しております。

27、28ページには固定資産明細書を記載しております。

最後に、29ページから32ページは、企業債明細書を記載しております。

以上で、令和2年度白石町下水道事業会計決算の認定についての説明を終わります。

### ○千布一夫総務課長

今議会に上程いたしました総務課所管の議案につきまして、御説明いたします。

議案第32号「専決処分の承認について（白石町個人情報保護条例の一部を改正する条例について）」につきましては、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法（マイナンバー法）」が改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございますが、施行日が令和3年9月1日であることから、専決処分により改正させていただいたものでございます。

改正内容につきまして、御説明いたします。新旧対照表の1ページを御覧ください。第26条でございます。

まず、条文中、「総務大臣」とあるのを「内閣総理大臣」へ改正するものでございますが、これは、法律の改正により、情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が「総務大臣」から「内閣総理大臣」へ変更されたことにより改正するものでございます。

次に、条文中、「第19条第7号」とあるのを「第19条第8号」へ、また、「同条第8号」とあるのを「同条第9号」へ改正するものでございますが、これは、法律の改正により、いわゆる「号ずれ」が生じまして、1号ずつ「号番号」が繰り下がったものでございます。

なお、今回の改正により、本町の取扱いが変わることは何らありません。

以上で、御説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

### ○江島利高住民課長

議案第33号「専決処分の承認について（白石町手数料徴収条例の一部を改正する条例について）」御説明いたします。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されまして、個人番号カード（マイナンバーカード）の再発行手数料は、従来、町条例に基づいて徴収しておりましたが、9月1日から地方公共団体情報システム機構により徴収されることから、白石町手数料徴収条例から個人番号カードの再交付手数料徴収の規定を削除するものであります。

地方公共団体情報システム機構規定の施行期日が令和3年9月1日であり、これに伴いまして、白石町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、令和3年8月31日付けでの専決処分を行ったものであります。地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第34号「専決処分の承認について（令和3年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、国保保険者と他保険者との資格重複が確認され、早急に資格喪失と保険税の還付が必要となり、諸支出金の保険税還付金及び還付加算金に不足が生じたため、令和3年7月15日付けで専決処分により補正を行ったものであります。

内容につきましては、歳入予算で、一般被保険者国民健康保険税を610万円を追加し、歳出予算で保険税還付金及び還付加算金を610万円追加し、補正後の予算総額を34億510万円とするものでございます。

詳細の説明は、8月10日の議員説明会で、御説明したとおりでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○久原浩文税務課長

議案第35号「白石町税条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、白石町税条例の一部を改正する必要がありますので、議会の議決を求めるものです。

今回の条例改正の主な内容は、「個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し」「雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置（わがまち特例）の創設」であります。

それでは、議案書を4ページめくっていただき、新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表は3ページにわたっております。

3の1ページ、第24条第2項は、個人住民税均等割の非課税限度額の基準の判定に用いる扶養親族の範囲の見直しで、扶養控除の対象となる扶養親族から、30歳以上70歳未満の国外居住親族は、学生・障害者・送金受給者以外を原則除くとされた令和2年度改正に伴い、扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とする改正となります。

施行期日は、令和6年1月1日です。

同じく3の1ページ、第36条の3の3第1項は、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、国外居住親族の扶養控除の適用対象が見直されたことに伴い、扶養親族の範囲について取扱いを改める改正となります。

施行期日は、令和6年1月1日です。

3の2ページ、附則第5条第1項は、個人住民税所得割の非課税限度額の基準の判定に用いる扶養親族の範囲の見直しで、国外居住親族の扶養控除の適用対象が見直されたことに伴い、扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とする改正となります。

施行期日は、令和6年1月1日です。

同じく3の2ページ、附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の見直しで、市販の医薬品を購入した場合に、その購入金額に応じて所得控除が受けられるセルフメディケーション税制の適用期限を、令和9年度までの5年間延長する改正となります。

施行期日は、令和4年1月1日です。

3の3ページ、附則第10条の2第22項は、固定資産税の特例措置であるわがまち特

例の創設で、民間事業者等による浸水被害対策のために整備される、雨水貯留浸透施設に係る課税標準を、参酌基準の3分の1とする特例措置を規定する改正です。

施行期日は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日となります。

同じく3の3ページ、附則第10条の2第24項は、わがまち特例の延長で中小事業者等の生産性向上に向けた取組を促進するため、固定資産税を0（ゼロ）とする特例の適用期限を2年間延長し、所要の規定の整備を行う改正です。

施行期日は公布の日となります。

いずれも、令和3年度地方税法等の一部改正を反映させるため、白石町税条例の一部改正を行うものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○中村政文農村整備課長

議案第36号「住ノ江漁港水産生産基盤整備事業栈橋施設第2期工事請負契約の変更について」御説明いたします。

契約の目的は、住ノ江漁港水産生産基盤整備事業栈橋施設第2期工事でございます。工事場所は、白石町大字福富下分地先、当初契約金額は、消費税込みで4億3,450万円、変更契約金差額は1,206万5,900円の増額、変更後の契約金額は4億4,656万5,900円でございます。契約の相手方は中野・富士建設共同企業体であります。

変更の主な理由として、栈橋工事着工前の測量を行ったところ、当初契約時よりも平均1.1mの土砂が堆積し、工事施工の支障となったため、浚渫工を追加施工したことに伴う増額、高潮位時の漁船係留による栈橋端部の破損を防ぐため、漁協との協議により、コーナー保護材の設置数量を追加したことに伴う増額等により契約の変更増となったものです。

今回の契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○坂本博樹企画財政課長

議案第37号「令和3年度白石町一般会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に2億9,615万円を追加し、補正後の予算総額を155億7,594万円とするものです。

次に、5ページをお願いします。

第2表地方債補正ですが、臨時財政対策債及び合併特例事業について借入限度額の増額をお願いしております。

次に歳入歳出について御説明いたします。

なお、白石町9月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）に掲載しております事業については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業を除き、

説明を省略いたします。

まず、歳入の主なものについて、御説明いたします。

補正予算書の9ページをお願いします。

1款町税、1項町民税では、現年課税分9,700万円の増額補正、同じ町税、2項固定資産税では、現年課税分4,300万円の増額補正をお願いしておりますが、いずれも、当初課税調定額が確定したことによるものであります。

10ページをお願いします。

10款地方特例交付金、2項、1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対する固定資産税（事業用家屋・償却資産）の軽減措置に伴い、その軽減する固定資産税の補填となる地方税減収補填特別交付金の確定により3,000万円の減額補正をお願いしております。

12ページをお願いします。

19款繰入金、2項、1目で財政調整積立基金繰入金2億3,051万6,000円を減額計上しております。今回の補正で、歳入が歳出を超過しましたので、超過分を財政調整積立基金に繰戻しを行い、残高の確保を図ることとしております。

13ページをお願いします。

20款繰越金、1項、1目で前年度繰越金3億3,642万1,000円を計上しております。

21款諸収入、5項、5目、16節の生涯学習課雑入のスポーツ振興くじ助成金2,000万円については、歳出の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に係る総合運動場整備工事費に充当するものです。

次に、歳出の主なものについて、御説明いたします。

15ページをお願いします。

議会費を始め各款において、給料、職員手当等、共済費の人件費の補正をしておりますが、これは4月1日付け人事異動等による補正をお願いするものです。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各種イベント、行事の中止などにより各費目で減額を行い、財源の確保を図っております。

16ページをお願いします。

2款総務費、1項、5目財産管理費では、令和2年度決算における歳計剰余積立金として、当初計上の5,000万円に加えて、1億6,900万円を財政調整積立基金に積み立てることとしております。

同じ総務費、1項、8目地域づくり推進費の負担金、補助及び交付金では、東京圏在住者移住支援金について、今後の見込みを勘案し100万円の増額補正をお願いしております。なお、財源の4分の3は、県補助金の地方創生推進交付金を充当しております。

31ページをお願いします。

8款土木費、3項、1目河川総務費では、家屋事後調査業務委託料200万円を計上しております。令和2年度に施工した深通地区水路改修に伴い、周辺家屋の被害調査が必要となったため補正をお願いしております。

32ページをお願いします。

同じ土木費、6項、2目住宅管理費では、町営住宅改修工事費500万円を計上しており、六角橋住宅改修において材料費等の高騰により増額補正をお願いしております。なお、財源の2分の1は、国庫補助金の公営住宅ストック総合改善事業費交付金を充当しております。

次に、今回お願いします新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の概要について、別冊の主要事項内容説明書により概要を御説明いたします。主要事項内容説明書の3ページをお願いします。

白石町事業者支援金については、事業費の確定に伴い、5,970万円の減額をお願いしております。

4ページをお願いします。

白石町特産物直売所運営支援金400万円については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売り上げが大幅に減少し運営が厳しい状況となっている2つの特産物直売所に対し、今後の地域活性化のための事業継続と直売所の健全な経営により出荷者の所得の安定を図るため、支援金を支給するものです。

6ページをお願いします。

白石中央公園管理費2,200万円については、中央公園及び総合運動場のトイレ施設の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、トイレ等を自動水栓化等へ改修を行うものです。

7ページをお願いします。

中学校施設整備費6,800万円については、中学校再編に向け、よりよい教育環境及び新型コロナウイルス感染症に対応した学習環境を整えるため、白石中学校の特別教室に空調設備を整備するものです。

8ページをお願いします。

白石町総合センター管理費900万円については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として総合センターのトイレの洋式化等の改修を行うものです。

この他の歳出につきましては、事前にお配りしております「9月補正予算細事業一覧表」及び「白石町9月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）」で御確認をお願いいたします。

42ページ以降の給与費明細書、47ページの地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いいたします。

以上で、補正予算の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○江島利高住民課長

議案第38号「白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

補正の内容につきましては、国民健康保険税の本年度調定と前年度繰越金の確定、前年度保険給付費の実績に伴う精算額の確定によるものです。

歳入で、1款国民健康保険税で、7,517万円、8款繰越金で1億4,877万3,000円を、歳出で、7款諸支出金で4,217万2,000円、8款予備費で1億8,177万1,000円を追加し、

補正後の予算総額を36億2,904万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第39号「白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

補正の内容につきましては、前年度繰越金と後期高齢者医療広域連合納付金等の確定によるものであります。

歳入で、5款繰越金で88万1,000円を、歳出で、2款後期高齢者医療広域連合納付金で61万円、4款諸支出金で27万3,000円を追加し、5款予備費で2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ88万1,000円を追加し、補正後の予算総額を36億48万1,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○片渕栄二郎議長

ここで決算認定について監査委員からの審査報告を求めます。

### ○稲富健朗代表監査委員

おはようございます。監査委員の稲富でございます。本日はよろしくお願いいたします。

監査報告の前に、8月の大雨で我が白石町でも甚大な被害が発生しております。被害に遭われた皆様に対して心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興、復旧を願い、祈念しております。そして、行政並びに議会にも様々な支援等をよろしくお願いいたします。

それでは、令和2年度の監査報告をいたします。

30ページを御覧ください。

令和2年度の決算審査は、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、7月19日から8月4日まで、溝口誠監査委員と実施し、8月31日に町長へ審査意見書を提出しております。

なお、決算書及び関係諸帳簿、証拠書類等を審査いたしました結果、決算計数は正確に処理されていることを確認いたしております。

審査の結果につきましては意見書に記載しておりますので、ここでは決算審査を実施しての講評を述べることにいたします。

まず、不納欠損処分と滞納処分についてであります。

令和2年度の町税の不納欠損額は86件、449万8,809円と、前年比292万140円増加しています。

また、国民健康保険税の不納欠損金につきましては、昨年より152万1,914円減少したものの、70万5,700円となっております。これは、地方税制に基づき適正な理由で不納欠損処分されていますが、金額の多少にかかわらず納税者の不公平感を招きかねず、さらに納税意欲を低下させることにもつながりかねません。今後も、地方税法に

基づき適正に執行していただくよう、十分留意していただきたいと思います。今後とも、町税に限らず各種債権の徴収に関しましても、各課連携を密にして徴収体制の強化を図っていただきますよう希望いたします。

次に、事務処理の状況についてであります。

この件につきましては例月出納検査でも都度指摘をしておりますので、決算審査では重大な誤りはありませんでした。また、予算流用につきましても、財務規則に基づき適切に処理されており、その理由についても妥当でありました。

ただし、次の点について改善することを検討していただきたい。

1番目に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により多くの事業が予定どおり実施できず、不用額が多い費目も多くありました。コロナ禍による行事の中止決定と予算の減額補正は併せて行うなど、統一的な見解が必要ではなかったかと思われまます。また、多くのイベントや行事の中止に伴い、施設の維持管理費の財源となる施設の使用料収入も大きく減少しております。各種維持施設の使用料につきましては、維持管理費に見合う使用料への改定が必要と思われまます。

2番目に、新型コロナウイルス臨時交付金を活用した事業におきましては、地域経済の活性化に大きく寄与したものと思われまます。ただし、交付金事業の中には、必要以上の消耗品や高価な備品を購入している事例もありました。交付金事業の趣旨を逸脱することがないよう留意をお願いいたします。

3番目に、各種団体への補助金につきましては、コロナ禍の影響に伴い活動があまり行われていないにもかかわらず、例年どおりに交付されているものもあります。また、公平な交付方法とするために交付額の統一的な基準や積算根拠を明確にして、実績報告の内容を精査されることを要望いたします。

次に、特別会計について御報告いたします。

国民健康保険特別会計は、1億4,877万4,030円の黒字決算となりました。しかしながら、コロナ禍による住民健診受診率の低下と医療機関への受診控えで、疾病の早期発見の遅れが懸念されます。早急に対策を検討されるとともに、コロナ禍においても町民自らが自身の健康管理に留意されるよう周知徹底を望むものであります。

次に、下水道会計につきましては、高齢者世帯の増加等の理由により接続率が伸び悩んでいる地区もあります。接続率向上への取り組みの強化を急ぐとともに、施設の老朽化と人口減少を踏まえながら、処理施設の集約などの検討も必要な時期かと思われまます。

最後になりますが、自主財源に乏しい本町は、交付税に大きく依存しております。昨年度は、地方交付税総額で1億1,070万2,000円の減少となりました。なお、地方交付税は合併優遇措置が令和元年度で終了しました。また、今後、町の借入金の増加に伴う償還金の増加、公共施設の老朽化に伴う修繕費用等の増加も見込まれ、ますます厳しい財政運用になると認識しております。

白石町行政経営プランに記載されているとおり、歳入増加策の検討や本町の特性に合わせた投資の在り方、事務事業の見直しを早急に行うよう要望いたします。

また、毎年のように豪雨や台風による災害対応に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大による困難を町一丸となって克服していかなければなりません。これからは、



職員の能力向上と負担軽減に努めながら、時代に対応した住民サービスのデジタル化に率先して取り組んでいく必要があると思われまます。

そして、コロナ禍の今だからこそ、これまで当然のように継続していた事業を見直すチャンスでもあります。各種行事などは事業の形や内容を見直しながら、町民の健康と福祉増進への効果を十分発揮できるよう検討をお願いし、本町の将来を見据えた施策に対して鋭意取り組んでいただきますよう、併せてお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

## 日程第4、5

### ○片渕栄二郎議長

日程第4、報告第4号「令和2年度決算認定に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」、日程第5、報告第5号「只江川スポーツパークに関する報告について」、これらの担当課長の内容説明は、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

### (報告第4、5の内容説明)

### ○坂本博樹企画財政課長

報告第4号「令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」御説明いたします。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告をするものでございます。

1ページをお開きください。

まず健全化判断比率でございます。真ん中に表を記載しております。区分欄の令和2年度決算に基づく比率が本町の数字、早期健全化基準が本町での判断の早期健全化基準となる数値、財政再生基準欄は、その数値を超えた場合、財政再生団体となります。実質赤字比率につきましては、本町は算定をされません。黒字のため「—」となります。連結実質赤字比率につきましても同様でございます。

実質公債費比率につきましては10.0%でございます。早期健全化の基準は25%、財政再生の基準は35%です。なお、令和元年度の実質公債費比率は9.2%でした。

将来負担比率につきましては4.3%となっております。早期健全化の基準は350%です。なお、令和元年度の将来負担比率は15.8%でした。

実質公債費比率につきましては、前年度から増えておりますが、これは、歳出における公債費の償還が増加していることが主な理由です。

また、将来負担比率につきましては、前年度から減となっておりますが、これは、令和2年度から水道事業が佐賀西部広域水道企業団への統合による公営企業債の繰出金の減等、一般会計からの財政負担が少なくなったことが主な理由です。

次のページをお開きください。公営企業会計に関する資金不足比率でございます。真ん中の表を御覧ください。

表の中程(4)資金不足額において、下水道事業会計はマイナス5億3,100万2,000円、資金不足からすればマイナスとなっております。つまり資金不足はなく、表の下の※

印の一番上に記載しておりますとおり、資金不足比率は算定されないため、「―」で表示しており、黒字という事でございます。

別紙で去る8月20日に、監査委員に対し算定の内容等について審査を求めました。いずれも特に指摘すべき事項はないという事で御意見をいただいております。

以上、報告を終わります。

## ○山口裕一総合戦略課長

報告第5号「只江川スポーツパークに関する報告について」御説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人に該当いたしますので御報告いたします。

まず、運営状況について御報告いたします。一枚お開きください。令和2年7月1日から令和3年6月30日までの入場者数の状況をつけております。

月ごとの利用状況となっております。

続きまして、定時株主総会資料の2ページ目をお願いします。

令和2年度の事業報告でございますが、毎月の定例役員会や経営改善検討委員会を開催され、令和2年度は特に新型コロナウイルス感染症対策、集客対策の検討も行い、顧客サービスの充実を図るためのコース整備等も実施しながら、健全な運営に努められ、来場者数の増加に結びつけられております。

13ページ、14ページをお願いします。こちらは損益計算書でございます。

14ページ一番下の損益計算書における当期純利益が264万476円となっております、令和2年度は黒字転換しております。

17ページをお願いします。(A3縦) 令和2年度管理運営収支決算書(キャッシュフロー)を御説明いたします。

収入の部の上側に1万1,566人とありますが、これは前年(元年度)の利用者数でございます。その横に1万4,097人とありますが、令和2年度の利用者数でございます。

前年度より2,531人の大幅な増となっております。

前年度と比較して増となった理由といたしましては、コロナウイルスの感染拡大により各種レジャーが制限される中、比較的ソーシャルディスタンスが取りやすく、屋外の密になりにくい環境下でプレーすることのできる、ゴルフ人気が高まっていることが主な要因と思われまます。

収入の部が事業収入で5,462万2,077円、前年度の決算より1,092万7,616円の増、事業外収入で725万283円、前年度の決算より60万9,109円の増となっております。

収入合計で6,187万2,360円でございます。

支出の部では、支出合計5,661万7,134円、前年度の決算より833万4,194円の増となっております。

主な要因としまして、新型コロナウイルス感染症対策用のサーマルカメラ16万7,000円、その他手指消毒液などの購入。

また、修繕費において、乗用中古カート9台87万9,000円、ゴルフ場の管理システムの更新350万円がでございます。

新型コロナウイルス感染症対策の機器、消耗品やシステム更新などの臨時的な支出はあるものの、全体的には、経費の節減に努められております。

その下の収支差額①－②、収入合計から支出合計を差し引いた額は、525万5,226円のプラスとなっております。

今回の定時株主総会は新型コロナウイルス感染症の県内拡大により、書面決議となりましたが、令和2年度の決算及び令和3年度の事業計画が承認されたところであります。

今後の展望について申し上げます。

懸案事項としましては、今後、施設等の老朽化に係る修理等の負担増が課題となり、楽観できない経営状況が続くと思われまます。グリーンやフェアウェイのコース整備はもちろんのこと、プレイヤーの安全管理と快適なプレーができるよう心がけ、併せて、新型コロナウイルス感染症対策も講じながら、社員も一層努力されるものと考えております。

集客対策といたしましては、各種の割引や優待サービス等を行い、各種コンペの計画や若い世代への呼びかけを行いながら、町内外からの集客を一層図っていくこととされています。

また、平成28年にオープンした「しろいしパークゴルフ場」については、地域のスポーツ行事の場として、ニュースポーツの振興と併せて一体的にPRをしていただくよう期待しているところでございます。利用者数も新型コロナウイルス感染症の影響は比較的、軽微に抑えられ、30年度3,619人から元年度3,246人、2年度3,175人と推移、普及してきている状況でございます。

今年度も只江川スポーツパークの目的である、町民の健康増進と地域活性化に寄与するとともに、施設の有効利用を図り、ゴルフ場の価値観を高めていけるよう頑張っていたきたいと思うところでございます。

以上、報告第5号についての説明を終わります。

## ○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日から議案審議となりますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会します。

9時56分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年9月6日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 溝 口 誠

署 名 議 員 大 串 武 次

事 務 局 長 久 原 雅 紀